



# 秋田県公報

## 目次

告示

生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(八二・福祉政策課)……………	1
生活保護法による介護機関の指定(八三・福祉政策課)……………	2
大規模小売店舗の新設に関する届出(八四・商工業振興課)……………	3
都市計画の決定による送付図書の縦覧(八五・都市計画課)……………	4

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
増田町特別養護老人ホーム シルバードームいきいきの 郷	増田町長	平鹿郡増田町増田字七日町百七十七番地	介護老人福祉施設	平成十七年九月三十日
山内村特別養護老人ホーム 鶴寿苑	山内村長	平鹿郡山内村土淵字鶴ヶ池三十一番地三	介護老人福祉施設	平成十七年九月三十日
山内村特別養護老人ホーム 鶴寿苑老人短期入所施設	山内村長	平鹿郡山内村土淵字鶴ヶ池三十一番地三	短期入所生活介護	平成十七年九月三十日
山内村特別養護老人ホーム 鶴寿苑老人デイサービスセ ンター	山内村長	平鹿郡山内村土淵字鶴ヶ池三十一番地三	通所介護	平成十七年九月三十日
十文字町特別養護老人ホー ム憩寿園	十文字町長	平鹿郡十文字町梨木羽場字御休ノ上百八	介護老人福祉施設	平成十七年九月三十日

## 告 示

都市計画の変更による送付図書の縦覧(八六・都市計画課)…………… 4

道路区域の変更(八七、八八・道路課)…………… 4

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札の実施(リハビリテーション・精神医療セン  
ター)二件…………… 5

土地改良区の役員の退任の届出(山本地域振興局農林部)…………… 7

県営土地改良事業の換地処分(秋田地域振興局農林部)…………… 7

秋田県告示第八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第五十四条の二第四項において準用  
する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出  
があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十八年一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
横手市特別養護老人ホーム シルバードームいきいきの郷	横手市長職務執行者	横手市増田町増田字七日町百七十七番地	介護老人福祉施設	平成十七年十月一日
横手市特別養護老人ホーム 鶴寿苑	横手市長職務執行者	横手市山内土淵字鶴ヶ池三十一番地三	介護老人福祉施設	平成十七年十月一日
横手市特別養護老人ホーム 鶴寿苑老人短期入所施設	横手市長職務執行者	横手市山内土淵字鶴ヶ池三十一番地三	短期入所生活介護	平成十七年十月一日
横手市特別養護老人ホーム 鶴寿苑老人デイサービスセンター	横手市長職務執行者	横手市山内土淵字鶴ヶ池三十一番地三	通所介護	平成十七年十月一日
横手市特別養護老人ホーム 憩寿園	横手市長職務執行者	横手市十文字町梨木字御休ノ上百八	介護老人福祉施設	平成十七年十月一日
横手市特別養護老人ホーム 憩寿園老人短期入所施設	横手市長職務執行者	横手市十文字町梨木字御休ノ上百八	短期入所生活介護	平成十七年十月一日
ばらりすケアプランセンタ	有限会社ばらりす 代表取締役	能代市河戸川字南後田六十番地二	居宅介護支援事業	平成十七年十月十五日

秋田県告示第八十三号  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、  
介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、告示する。  
平成十八年一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

たむらクリニック	田 村 広 美	男鹿市脇本脇本字上野百十番四	居宅療養管理指導	平成十七年十二月三十一日
十文字町特別養護老人ホーム 憩寿園老人短期入所施設	十文字町長	平鹿郡十文字町梨木羽場字御休ノ上百八	短期入所生活介護	平成十七年九月三十日

有限会社ばらりすレンタル 事業部	有限会社ばらりす 表取締役	能代市河戸川字南後田六十番地二	福祉用具貸与	平成十七年十月十五日
有限会社おーがすと訪問介 護ろいやる大仙	有限会社おーがすと 代表取締役	大仙市あけぼの町五番地の十四	訪問介護	平成十七年十一月二十九日
グループホーム母恵夢	有限会社母恵夢 代表 取締役	能代市能代町字中川原二十六番地九百八十四	認知症対応型共同生活 介護	平成十七年十二月一日
グループホーム花梨	有限会社ライフ・ワー ク 代表取締役	山本郡峰浜村田中字上台七十二番地一	認知症対応型共同生活 介護	平成十七年十二月七日
グループホームほしぞら	有限会社樹 取締役	山本郡二ツ井町字下野十番地二	認知症対応型共同生活 介護	平成十七年十二月二十一日
たむらクリニク	医療法人青葉会 理事 長	男鹿市脇本脇本字上野百十番四	居宅療養管理指導	平成十八年一月一日
アップルデイサービスセン ター	有限会社ヘルシーアッ プル 代表取締役	横手市平鹿町中吉田字竹原九十九番一号	通所介護	平成十八年一月十一日
わかみ歯科クリニック	医療法人わかみ歯科ク リニク 理事長	男鹿市角間崎字百目木四十八番一号	居宅療養管理指導	平成十八年一月十二日

秋田県告示第八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十八年一月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社薬王堂 代表取締役 西郷辰弘
- (二) 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四百四十五番地  
大規模小売店舗の名称及び所在地  
薬王堂井川店
- (三) 南秋田郡井川町浜井川字荒田堰百六十一 一他  
小売業を行う者の名称及び住所  
株式会社薬王堂 代表取締役 西郷辰弘
- (四) 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四百四十五番地  
大規模小売店舗の新設をする日

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一 道路の区域						
(五) 平成十八年九月十四日 店舗面積の合計 千五百七十二平方メートル				(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称 意見を述べる理由		
(六) 駐車場の収容台数 七十四台				秋田県告示第八十五号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、北秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。 平成十八年一月二十七日 秋田県知事 寺田典城		
(七) 駐輪場の収容台数 十八台				一 縦覧に供すべき図書 合川都市計画病院(一号北秋田市民病院)の決定の総括図、計画図及び計画書 二 縦覧場所 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課		
(八) 荷さばき施設の面積 百二平方メートル				秋田県告示第八十六号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、北秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。 平成十八年一月二十七日 秋田県知事 寺田典城		
(九) 廃棄物等の保管施設の容量 十五立方メートル				一 縦覧に供すべき図書 森吉都市計画下水道(北秋田市公共下水道(米内沢処理区))の変更の総括図、計画図及び計画書 二 縦覧場所 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課		
(十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 株式会社薬王堂 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで				秋田県告示第八十七号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成十八年一月二十七日 秋田県知事 寺田典城		
(十一) 駐車場の自動車の出入口の数 二か所						
(十二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後九時まで						
二 届出年月日 平成十八年一月十三日						
三 関係書類の縦覧場所及び期間 縦覧場所 県庁第二庁舎一階県政情報資料室 井川町役場産業課 縦覧期間 平成十八年一月二十七日から同年五月二十七日まで						
四 意見書の提出先 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課						
五 意見書に添付する書面に記載すべき事項 (一) 意見を述べる者の氏名及び住所						

一般国道	
新	旧
百五号	百五号
"	
北秋田市阿仁幸屋渡字鳥坂一番三地先から五六番地先まで	九・〇〇〇～三三・五〇〇
一〇・五〇〇～六七・七〇〇	〇・五九〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成十八年一月二十七日から同年二月九日まで

秋田県告示第八十八号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道	新	旧	能代五城目線	山本郡琴丘町上岩川字西臈淵一七番から一〇六番地先まで	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
			能代五城目線	山本郡琴丘町上岩川字西臈淵一七番地先から一〇六番地先まで	八・〇〇〇～一七・五〇〇	〇・〇七九	
			能代五城目線	山本郡琴丘町上岩川字西臈淵一七番地先から一〇六番地先まで	五・〇〇〇～一・一〇〇〇	〇・〇七四	

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十八年一月二十七日  
 秋田県知事 寺田典城

公 告

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成十八年一月二十七日から同年二月九日まで

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十八年一月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び購入予定数量
- 一 種一 号 重油(特A重油) 九十四万リットル
- (二) 購入物品の仕様等

- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
- (二) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (四) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (五) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (六) 当該資格に係る申請
- (七) 一 二 の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を次の場所へ平成十八年二月二十日(月)までに提出すること。
- (八) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

三 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)  
契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一九 二四一三 大田市協和上淀川字五百刈田三百五十一番地

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター事務部総務管理班(電話番号  
〇一八 八九二 三七五一)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に  
規定する県の休日を除き、平成十八年一月二十七日(金)から同年二月二十日  
(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年三月十五日(水)午後一時三十分

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター講堂

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条  
までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当  
する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第  
四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費  
税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望  
金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と  
する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ  
により決定する。

(六)(五) 契約書作成の要否 要  
提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書  
に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

七 概要 詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of products to be purchased : Article : Class A  
Heavyoil, approx 940,000 1
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 15 March, 2006
- 3 Contact point for the notice : General Affairs Division, Akita Prefectural  
Rehabilitation and Psychiatric Center, 352 Gohyakukarita, Kyowa  
kamiyodogawa, Daisen City, Akita prefecture 019-2413, Japan TEL 018-  
892-3751

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭  
和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十八年一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 調達する役務の内容及び数量

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター清掃業務 一式

(二) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

平成十八年四月一日(土)から平成十九年三月三十一日(土)まで

(四) 履行場所

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第九条の十五に定める基  
準に適合すること。

(3) 秋田県が発注する庁舎等の維持管理業務の競争入札に参加する資格を有する  
こと。

(4) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) (一)(3)の資格に係る申請

(一)(3)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格  
審査申請書を次の場所へ平成十八年二月十日(金)までに提出すること。

審査申請書を次の場所へ平成十八年二月十日(金)までに提出すること。

審査申請書を次の場所へ平成十八年二月十日(金)までに提出すること。

審査申請書を次の場所へ平成十八年二月十日(金)までに提出すること。



郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

三 契約条項を示す場所等  
 (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 郵便番号〇一九 二四一三 大仙市協和上淀川字五百刈田三百五十一番地

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター事務部総務管理班(電話番号  
 〇一八 八九二 三七五一)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に  
 規定する県の休日を除き、平成十八年一月二十七日(金)から同年二月二十七日  
 (月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年三月十五日(水)午後一時三十分

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター大会議室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条  
 までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当  
 する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額  
 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消  
 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希  
 望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と  
 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ  
 により決定する。

(六)(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書にみる。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required : Cleaning Service ,  
Akita Prefectural Rehabilitation and Psychiatric Center 1 set
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 15 March, 2006
- 3 Contact point for the notice : General Affairs Division, Akita Prefectural  
Rehabilitation and Psychiatric Center, 352 Gohyakukarta, Kyowa  
kaniyodogawa, Daisen City, Akita prefecture 019-2413, Japan TEL 018-  
892-3751

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、琴  
 丘土地改良区から次のとおり役員(の退任)の届出があったので、同条第十七項の規定に  
 基づき、公告する。

平成十八年一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名

山本都琴丘町鹿渡字石田二十一番地の三

近 藤 喜久治

平成十八年一月二十日県営土地改良事業(蓬内台地区ほ場整備事業)の換地処分を  
 したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項にお  
 いて準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

正 誤

ページ

段

行

誤

正

平成十七年十二月二十七日(第千七百三十九号)掲載の目次

(印刷誤り)

一 上

終りから

七

(秋田地域振興局農村部) (北秋田地域振興局農村部)

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄